改正後	改正前
（障害の程度が変わつたときの改定の請求等） **第百十七条の六**　［略］ 2　前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。 一　当該請求書を提出する日前三月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書 二　［略］ ［3・4　略］ （障害の状態等に関する届出） **第百十七条の八**　［略］ 2　前項の届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。 一　指定日前三月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書 二　［略］ ［3・4　略］ （併給調整事由等消滅の届出） **第百十八条の三**　［略］ 2　［略］ 3　前二項の届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。 一　受給権者が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態になつたことにより前項の届出書を提出する場合には、当該届出書を提出する日前三月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書 二　［略］ 4　［略］ （二級以上の障害の状態にある子等である公務遺族年金の受給権者等の届出） **第百十八条の八**　［略］ 2　前項の届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。 一　その障害の状態に関する指定日前三月以内に作成された医師又は歯科医師の診断書 二　［略］ ［3・4　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（障害の程度が変わつたときの改定の請求等） **第百十七条の六**　［同上］ 2　前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。 一　当該請求書を提出する日前一月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書 二　［同上］ ［3・4　同上］ （障害の状態等に関する届出） **第百十七条の八**　［同上］ 2　前項の届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。 一　指定日前一月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書 二　［同上］ ［3・4　同上］ （併給調整事由等消滅の届出） **第百十八条の三**　［同上］ 2　［同上］ 3　前二項の届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。 一　受給権者が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態になつたことにより前項の届出書を提出する場合には、当該届出書を提出する日前一月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書 二　［同上］ 4　［同上］ （二級以上の障害の状態にある子等である公務遺族年金の受給権者等の届出） **第百十八条の八**　［同上］ 2　前項の届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。 一　その障害の状態に関する指定日前一月以内に作成された医師又は歯科医師の診断書 二　［同上］ ［3・4　同上］

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部改正）

第二条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令（平成九年大蔵省令第二十一号。附則第二条において「平成九年省令」という。）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（特例年金給付等の請求手続に係る国共済法施行規則の適用等） **第十四条**　存続組合が平成八年改正法附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付（以下「特例年金給付」という。）又は同項に規定する特例一時金給付の支給を行う場合においては、国共済法施行規則第九十六条の規定並びに平成二十七年改正前国共済法施行規則第九十七条、第九	（特例年金給付等の請求手続に係る国共済法施行規則の適用等） **第十四条**　存続組合が平成八年改正法附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付（以下「特例年金給付」という。）又は同項に規定する特例一時金給付の支給を行う場合においては、国共済法施行規則第九十六条の規定並びに平成二十七年改正前国共済法施行規則第九十七条、第九